

--	--

解 决 案

1. 留保

要 求 案 10. 2. 8.

康工美會社

1. 国体交渉権を認め、
2. 従来、貸銀の現在、時肉制をとり  
分割昇給をとり、
3. 会社ノ都合ニヨリ解雇の場合、
  1. 1/4年未満... 日給 60日分.
  2. 1/2年以上 3/4年未満... 1/4月給 = 8日分.
  3. 3/4年以上 1/2年未満 = 2日分加算.  
外 = 帰国旅費以内.
4. 自己都合 = 退職の場合、前給  
半額支給。(但し 6ヶ月以上勤務者)